

# 地方独立行政法人名護市行政事務機構役員報酬等規程

令和6年8月26日

規程第3号

## (趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人名護市行政事務機構の理事長、理事及び監事（以下「役員」という。）の報酬等に関し、必要な事項を定める。

### (役員の報酬)

第2条 役員の報酬は、常勤の役員にあっては、常勤役員報酬、通勤手当とし、非常勤の役員については、非常勤役員報酬とする。

2 前項の規定にかかわらず、地方独立行政法人名護市行政事務機構職員就業規則（令和6年規則第1号）の適用を受ける職員（以下「職員」という。）又は地方独立行政法人名護市行政事務機構パート職員就業規則（令和6年規則第2号）の適用を受けるパート職員（以下「パート職員」という。）が役員を兼ねる場合は、それぞれの規則に基づく給与によるものとし、この規程による報酬は併給しない。

### (常勤役員報酬等)

第3条 常勤役員報酬の額は、次に掲げる表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める金額を上限として名護市長と協議の上、理事長が定める額とする。

区分	金額（月額）
理事長	350,000円

2 通勤手当の額は、職員の例による。

3 常勤役員報酬及び通勤手当は、職員の例により支給する。

### (非常勤役員報酬等)

第4条 非常勤役員には非常勤役員報酬及び通勤に要する費用を支給することとし、非常勤役員報酬の額は、次に掲げる表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める金額を上限として名護市長と協議の上、理事長が定める額とする。

区分	金額（月額）
理事	15,000円
監事	30,000円

2 非常勤役員の通勤に要する費用の相当額は費用弁償とし、その額は、出勤した日1日当たり1,500円とする。

3 非常勤役員報酬及び通勤に要する費用は、職員の例により支給する。

### (報酬の支払方法)

第5条 役員の報酬は、当該役員の本人名義の預貯金口座への振込の方法により、その全額を支払うものとする。ただし、法令に基づき役員の報酬から控除すべき金額がある場合には、その役員に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

### (日割計算)

第6条 新たに理事長となった者には、その日から基本給を支給する。

2 理事長が退職し、又は解任された場合には、その日までの基本給を支給する。

3 理事長が死亡により退職した場合には、その月までの基本給を支給する。

4 第2項及び第3項の規定により基本給を支給する場合における日割計算の方法については、職員の例による。

### (端数の処理)

第7条 この規程により計算した金額に、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(旅費)

第8条 役員が職務のため旅行したときは、旅費を支給する。

2 前項の旅費の額及び支給方法については、職員の例による。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、役員の報酬の支給については、職員又はパート職員の例による。

附 則

この規程は、理事会の承認した日から施行し、令和6年8月1日から適用する。